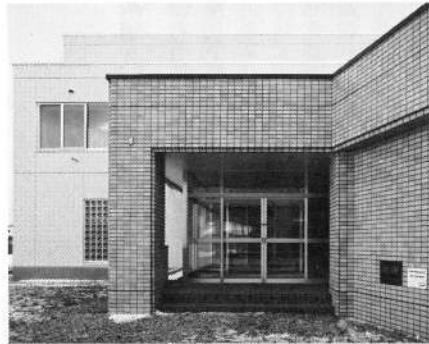


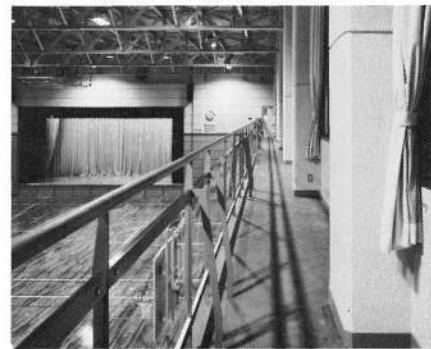
'86

No.191号

2月号



完成した  
鹿部小学校  
体育館



## 昭和60年 第4回町議会 定例会

- 町条例の改正
- 土地及び建物の取得
- 昭和六十年度各会計補正予算
- 監査委員に大沢喜代治氏を選任
- 固定資産評価審査委員に清水広舞氏を選任など

昭和六十年第4回定例会は、十一月二十四日開会され、会期を一日間に決め、諸報告、町長の行政報告のあと議案審議にうつり、町条例の改正や土地及び建物の取得、一般会計補正予算など十案件を原案どおり可決しました。その後監査委員、固定資産評価審査委員の選任、石炭鉱業の長期安定及び産炭地の振興に関する要望を決議しました。そして最後に、木タテ稚貝保管水槽設置に関する産業常任委員長報告をもって閉会しました。

### 議案第三号

鹿部町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

町職員の寒冷地手当を改定するため条例改正をしました。

### 議案第四号

土地及び建物等の取得について

次のことおり土地及び建物を取得することとしました。

○土地 所在字本別四九四番一

地 積 五〇四、二八八坪  
(一五一、五四九坪)

○建 物 三棟  
○買取予定価格 六千円 (三年賦)

○買取の相手方 株式会社 東管

### 議案第七号

監査委員の選任について  
鹿部町監査委員に次の方を選任することに同意しました。

○氏名 大沢 喜代治

### 議案第十一号

鹿部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
人事院勧告に従つて町職員の給与の改定を行つたため条例との改定を行つたため条例改正をしました。  
改正をしました。

○買取の相手方 株式会社 東管

### 議案第五号

昭和六十年度鹿部町一般会計補正予算について

一般会計の総額に歳入歳出それぞれ二六九四万二千円を追加し、予算総額を二一億五六八万六千円としました。歳出の主な内容は、次のとおりです。

○二八万一千円

### 議案第八号

昭和六十年度鹿部町水道事業会計補正予算について

水道事業会計の収入支出予算の総額に収入二五〇万円、支出一五五万円を追加しました。(予算総額収入六二二三万一千円、支出六二二三万一千円)

### 議案第九号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

給与条例改正に伴う関連部分の改正をしました。

### 議案第十号

鹿部町水産加工場排水汚濁防止施設設置資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

貸付利息を年三%から四%に引き上げました。

## 広報かべ

## 議案第十二号

鹿部町固定資産評価審査委員会

委員の選任について

鹿部町固定資産評価審査委員に次の方を選任することに同意しました。

○氏名 清水 広舞

## 決議第一号

石炭鉱業の長期安定及び産炭地

域の振興に関する決議

次のとおり決議し、要請する

石炭鉱業の長期安定及び産炭地の振興に関する決議

全国石炭生産量の約六割を産出する本道の石炭鉱業は、採掘区域の深部化、奥部化に伴うコストの増嵩や海外炭との競合等により、厳しい経営を余儀なくされている。このような状況のもと、国内炭は、資源の有効活用やエネルギーの安全保障、更には産炭地域の振興を図る観点から、今後とも、その活用を推進すべきである。

このため、国会及び政府におかれども、新石炭政策において石炭鉱業の長期安定と産炭地域の振興

が図られるよう次の事項を実現されたい。

記

一、現有炭鉱の維持、存続及び生産規模の現状確保を図ること。

二、生産及び保安確保のための各種助成制度を拡充強化すること。

三、現行「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」を堅持するとともに、特に「石炭勘定」予算を大幅に増額すること。

以上決議する。

要請先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、大蔵大臣、通商産業大臣、労働大臣、自治大臣、北海道開発庁長官、資源エネルギー庁長官

議案提出者 渡部 良次  
替 成 者 西谷 正昭  
毛 利 武 藏  
高 田 春 吉

## 意見第一号

義務教育費国庫負担法の改定反対に関する要望について

次のとおり意見書を提出する

としました。

義務教育費国庫負担法の改定に

## 反対する要望意見書

つているものです。そのため、「学校教育法」及び「教職員定数法」により、「配置基準」が定められているものであり、国庫負担の廃止、地方負担の強要はなじむものではありません。

大蔵省は、昭和六十一年度の政

府予算案確定期に向けて、文教予

算を二〇〇〇億円程度削減する方針を固め、義務教育費国庫負担金

を大幅に削減しようとする姿勢を示しています。

その内容は、①小中学校事務職員、栄養職員の給与費に対する国庫負担の廃止、②教職員の退職後の年金である共済費、教職員に対する児童手当など人件費の一部を補助対象から外す、③財政的に余裕のある都道府県に対する補助率の引き下げなどというものです。

「義務教育費国庫負担制度」は、本来「義務教育無償の原則」のつとり、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。義務教育無償の原則に基づいて制定されたものであり、又、都道府県の財力の差による給与費の格差を防ぎ、一定の水準を確保するために設けられたものです。今日この制度は、国民の中に定着しており、現行教育制度の根幹をなしています。

一方、学校教育は、校長・教員・養護教員・事務員・栄養職員など

学校現場に勤務する教職員の一体

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により提出いたします。

内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、北海道知事、北海道教育委員会教育長

提出先

議案提出者 西谷 正昭  
替 成 者 毛利 武藏 昭  
渡部 良次  
高 田 春 吉

## 鹿部小学校新校舎の完成を祝う

一月二十七日三年生以上の児童が出席して

新装なつた体育館で落成式行われる――

五十九年度、六十年度の二ヶ年で全面改築工事を行っていた鹿部小学校は、五十九年度の校舎に引き続き本年度は体育館の改築工事が行われ、昨年十二月二十日に完成し、落成式が一月二十七日、新装なつた同校体育館で行われました。

旧校舎は、昭和二十九・三十年の二ヶ年で現在地に建てられたもので、当時としては管内でも近代

的なテラックス校舎として建設されました。しかし三十年間も風雪に耐え老朽化が進む中で、日高沖地震や日本海中部地震等で校舎屋体に亀裂が生じ、耐力度調査を行ったところ、危険校舎であることが判明し、児童の安全とよりよい

学校施設での学習を考え改築工事を行っていたものです。

五十九年度には鉄筋コンクリート

ト造り一階建て、延べ三千二百八十八平方メートルの校舎を、本年建て、延べ千百二十四平方メートルの体育館を建設し、総工費八億八千四百八万六千円の鹿部小学校全面改築工事が完成しました。

新校舎は、普通教室十五、特別教室七、その他校長室、職員室等があり、採光を十分に考えた明るい校舎となっています。体育館は、運動コートを広くとるためステージの一部が移動式になっているなど使いやすく工夫され、鉄棒、ロープ登り、バスケット、バレー等

が行えるようになっています。

落成式には、三年生以上の児童

が出席し、PTAや町、町教委関係者その他大勢の来賓を迎えて行

われました。式は、町長の式辞で始まりました。川村町長は、式辞の中で、改築するに至った経緯や旧校舎のこと、教育の大切さやこの超近代的な学校から創造性豊か

で、明日の鹿部を担う人々が育つことを期待すると述べました。

次いで、松本建設課長から工事

経過報告があり、続いて工事関係者や篤志寄付者に感謝状の贈呈がされました。

あいさつに立った来賓の齊藤渡島教育局長、湊森町長、中崎道議

会議員は、近代的な設備といき届いた設計、体育館のへき画のすばらしさを称讃していました。

続いて川村町長から児童全員に記念品が贈呈されました。

謝辞に立った越前校長先生は、

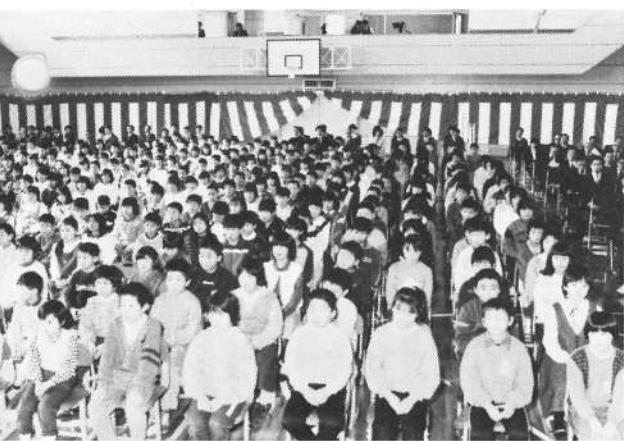
「この学校は、いろいろな方が苦労して建てた学校で、お金も八億八千万円もかかりました。一戸当たりすると金町で一戸当たり六十五万円となります。三十年、五十年で、いつまでもきれいな校舎で勉強しましょう。そして校舎だけが立派だといわれないよう中味も立派にしましょう」と児童に話しました。

最後に児童を代表して六年生の西村君が、「新しい学校に入れるはくたちは幸せです。大切にして一生懸命勉強に運動に励みます」とよろこびのことは述べました。

◎感謝状を贈呈された篤志寄付者

(順不同・敬称略)

○鹿部漁業協同組合 ○鹿部水産加工業協同組合 ○㈲・道南冷蔵 ○松本清高 ○鹿部ライオンズクラブ ○鹿部町婦人連絡協議会 ○鹿部婦人会 ○鹿部商工会婦人部 ○鹿部スタンプ組合 ○大岩若草子ども会 ○道場登 ○黒田健也 ○大沢喜代治 ○野口政治 ○繁田昌伝 ○木村宗四郎 ○根本得三 ○阿部篤子 ○古城清一 ○盛田勇次郎 ○中村スミ子 ○近堂俊行 ○第16区町内会 ○鹿部小学校PTA役員一同 ○鹿部町議会議員一同 ○鹿部町教育委員一同



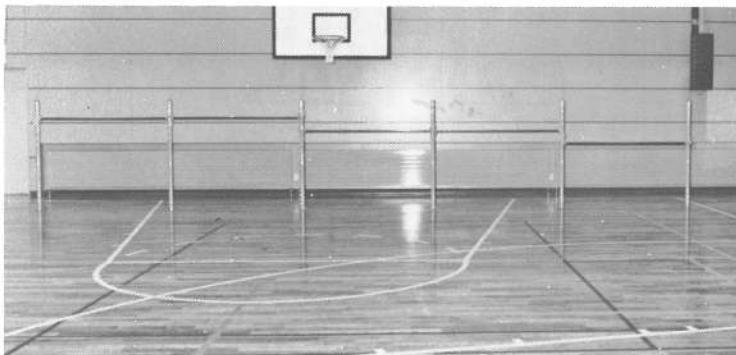
體育館內部



正面ステージよりの体育館ギャラリー



体育館ステージ

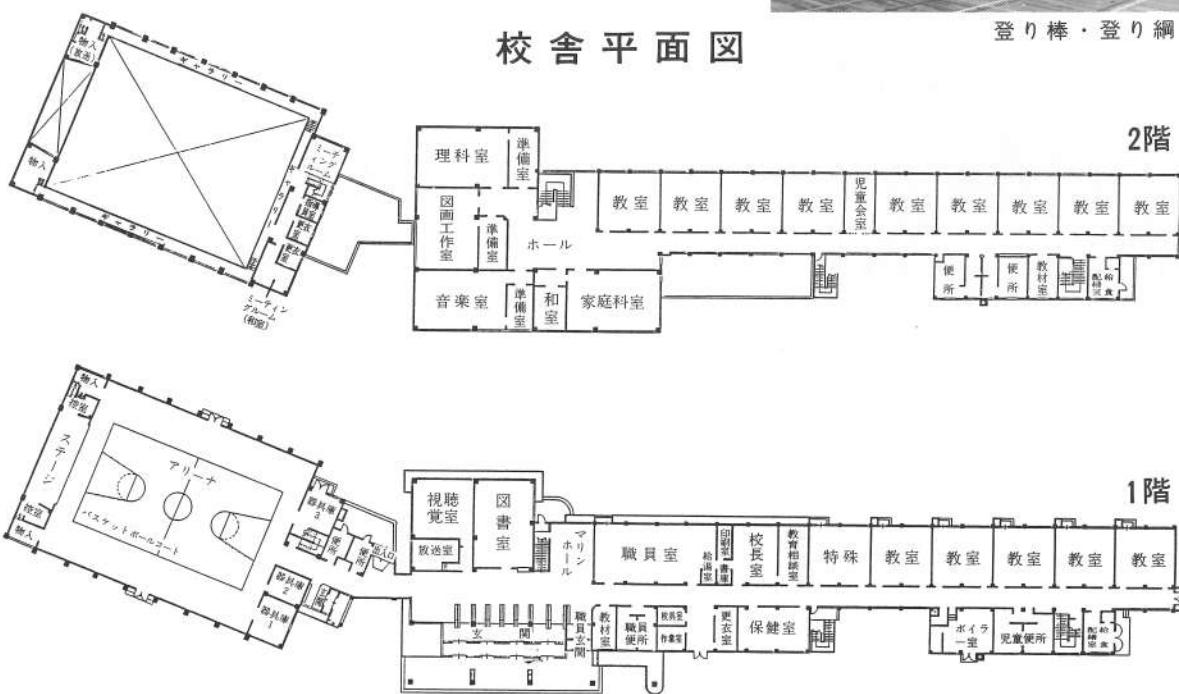


低 鐵 棒



## 登り棒・登り綱

校舎平面図



## 昭和六十年度 鹿部町表彰式

### 五人が表彰されました（一月一日）

昭和六十年度鹿部町表彰式が一月一日、中央公民館において行われました。

本年度は、海中に転落した漁民を救助した佐藤佑一さん、永年にわたつて消防団員として尽力された佐藤武俊さん、野田勝雄さん、町職員として永年務められた菅原康弘さん、川村正美さんの五人が表彰されました。



**佐藤佑一殿**

氏は、昭和五十九年十二月三十日、鹿部漁港において作業中誤つて海中に転落した漁民の救助を求める声を聞きつけ、迅速な行動と適切な措置によって人命救助したものであります。



**野田勝雄殿**

氏は、昭和三十五年から二十五年間に亘り鹿部消防団員として活躍し、消防の使命達成に寄与貢献されました。



**佐藤武俊殿**

氏は、昭和三十五年から二十五年間に亘り鹿部消防団員として活躍し、消防の使命達成に寄与貢献されました。



**川村正美殿**

氏は、昭和三十四年から二十六年間に亘り鹿部町職員として地方自治の振興に寄与貢献されました。



**菅原康弘殿**

氏は、昭和二十五年から三十四年間に亘り鹿部町職員として地方自治の振興に寄与貢献されました。

## 腎臓移植を待つ人に愛の登録を



腎臓疾患で、人工透析をしながら生活している人は道内で2,500人いるといわれています。そのうち約1,000人の人は腎臓移植を希望していますが、腎臓提供の登録をされている方がまだ少ない状況です。1人の人間の2個の腎臓に

より、2人の患者が救われます。  
死後の腎臓提供登録にご協力を  
お願いします。

▷問合せ 北海道腎臓バンク（札幌市中央区北1条西7丁目 あわだビル）へ

**腎バンク**

## 年末にビッグなプレゼント！

七〇才以上のお年寄りに

夜光反射チョッキを贈る。



ため①夜間の外出はなるべく避ける。②どうしても夜間外出する時はドライバーの目につきやすい白っぽい服装をする等を訴えて、夜光反射材の輸入等も行っていましたが、不幸にも二件の事故が続けて発生してしまいました。

こうした不幸な事故をなくそうと、ライトが当たると反射するチヨック三百二十着を購入し、七十歳以上のお年寄りに贈呈することにしたのです。

贈呈式は、各地区のお年寄り代表が参加して行われました。

町は、お年寄りの交通事故防止を図るため、七十歳以上の方全員に夜光反射チヨックを贈ることになりました。十二月二十六日、役場会議室で贈呈式が行われました。

当町では九月二十六日には六十二歳、十一月三日には七十七歳のお年寄りが相次いで交通事故で亡くなられましたが、その時間はいつも夕方で、黒っぽい服装であつたために運転者の前方不注意に拍車をかける結果となりました。

これまで町及び町交通安全委員会等の交通安全事故防止のことは、老人の夜間の交通事故防止の

この贈呈式に出席された吉本森



警察署長は、「交通安全上お年寄りの夜間の外出は避けてもらいたいが、どうしても出かけなければならぬ時は、めんどうがらずには、このチヨックを着用し、町の配慮をムダにしないよう交通安全に充分気をつけてほしい」とあいさつしました。

贈呈式終了後は、ひき続いてお年寄りの交通事故防止対策会議が行われました。

お年寄りの皆さん、またお年寄りのいる家庭の皆さん、夜間外出する際は、ドライバーに「自己の存在」を示すことが事故防止につながりますので「夜光チヨック」の着用をお願いします。

「はつ日の出」「楽しい正月」「洋上の初日影」等の課題の中から自分で選んで、スミを十分つけ力いっぱい書初めをしました。



## 第三回書初め大会

今年の決意を込めて――

町教育委員会主催による第三回書初め大会が、一月九日、中央公民館において行われました。

これは、一昨年から行われているもので今年で第三回となり、小・中学生が多数参加して行われました。

「はつ日の出」「楽しい正月」「洋上の初日影」等の課題の中から自分で選んで、スミを十分つけ力いっぱい書初めをしました。

教育長賞 伊藤 こずえ (中三)  
文協会長賞 高田 仁 (小三)  
道新賞 小林 城幸 (小五)  
金賞 飯田 真理子 (小六)  
古城 伸也 (小五)  
高橋 慶子 (小二)  
永沢 恩美 (小六)  
福地 洋一 (小五)

銀賞

教育長賞 伊藤 こずえ (小三)  
文協会長賞 高田 仁 (小三)  
道新賞 小林 城幸 (小五)  
金賞 飯田 真理子 (小六)  
古城 伸也 (小五)  
高橋 慶子 (小二)  
永沢 恩美 (小六)  
福地 洋一 (小五)

銅賞

教育長賞 伊藤 こずえ (小三)  
文協会長賞 高田 仁 (小三)  
道新賞 小林 城幸 (小五)  
金賞 飯田 真理子 (小六)  
古城 伸也 (小五)  
高橋 慶子 (小二)  
永沢 恩美 (小六)  
福地 洋一 (小五)

葛西 奈美 (小四)  
柳沢 学 (小三)  
稻葉 千春 (小六)  
工藤 江利子 (小四)  
吉田 俊 (小二)  
木村 みち子 (小二)  
真鍋 香 (小六)  
川村 一茂 (小五)  
山田 杏子 (小二)

## はつ日の出

中三年 高田仁

教育長賞  
伊藤 こずえさん

道新賞  
高田 仁くん

## 楽しい正月

五年 小林城幸

道新賞  
小林 城幸くん



## 新しい年金制度①

# 制度改正の 四本の柱

今年の四月から公的年金制度が変わります。

今回の改正は、今後、高齢化社会を迎えるなかで、公的年金制度を長期的に安定したものに改革することを目的としています。主要な改正点は①「基礎年金」制度の導入——従来の国民年金の適用を広げ、すべての国民が加入する②給付水準と保険料負担の適正化③婦人の年金権の確立④障害年金の充実——などです。

今後、三回にわたって『新しい年金制度』を紹介します。

（注）共済年金の改正案については現在国会で審議中ですが、同法案が成立すれば、既に改正法が成立した厚生年金、国民年金とともに来年四月から、施行されることになります。

## 1 サラリーマンも国民年金に加入

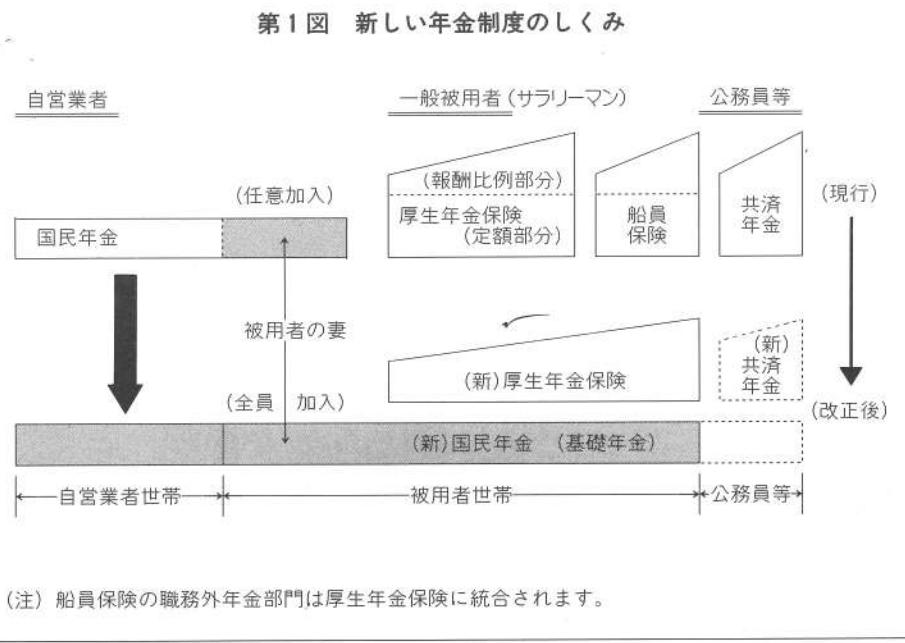
### 基礎年金制度の導入

今回の改正で「基礎年金」制度が導入されます。基礎年金とは、今までの国民年金に自営業者等だけでなく、サラリーマンやその奥さんなども含めた国民（被保険者）すべてが加入し、共通の給付として支給されるもので、国民すべてで年金の基礎部分を支えていくというものです。

この結果、厚生年金保険は国民年金、船員を対象とする船員保険、公務員などを対象とする保険、公務員などを対象とする四種類の共済組合、および自営業者、農業者などを対象とする国民年金に制度が分かれています。これまでの公的年金制度は、サラリーマンなどを対象とする厚生年金、船員を対象とする船員保険、公務員などを対象とする保険、公務員などを対象とする四種類の共済組合、および自営業者、農業者などを対象とする国民年金に制度が分かれています。制度が職域を中心としてタテ割りでつくられているため、産業構造の変化や、それとともに就職構造の変化に対応できない部分がありました。例えば、国鉄共済組合や船員保険の被保険者の減少は、制度の財政基盤を不安定なものにしていました。その他にも、制度が分かれていたため、一人の人が複数の年金を受けるケースなどが生じており、その適正な調整を行う必要があるといった問題もありました。

こうした問題を解決するため導入された基礎年金制度のメリットを見てみましょう。（i）制度間の格差が是正できる：各制度共通の仕組みなので、すべての国民にとって給付の条件や負担が等しくなります。（ii）就業構造の変化による影響を受けにくい：自営業者もサラリーマンも一緒に制度を支えているので、ある業種の被保険者が減少しても基礎年金部分には影響が及ぼにくくなります。（iii）一人一個の基礎年金が確立される：重複給付などを防ぐことができます。

第1図 新しい年金制度のしくみ

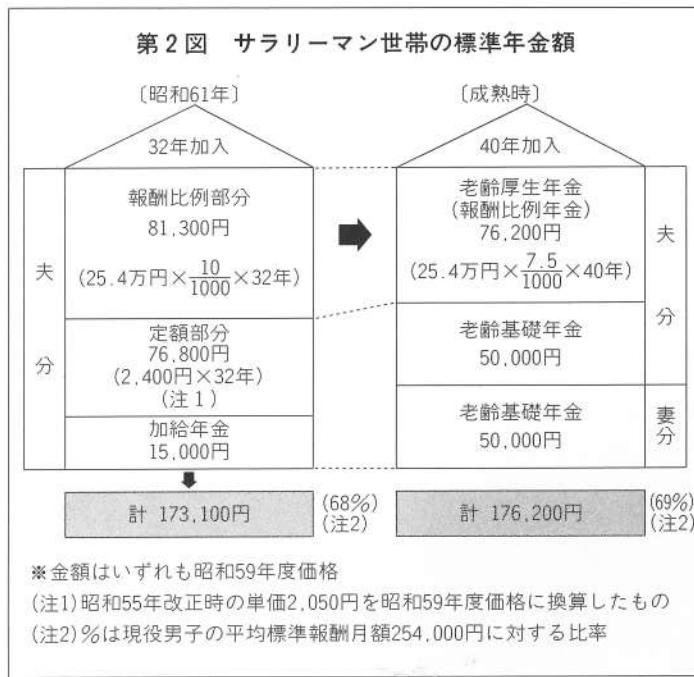


(注) 船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合されます。

### へ基礎年金制度のメリットへ

そして、各制度ごとに給付と負担の設計が行われていたために、結果的に制度間にさまざまな格差が生じていました。また、制度が職域を中心としてタテ割りでつくられているため、産業構造の変化や、それとともに就職構造の変化に対応できない部分がありました。例えば、国鉄共済組合や船員保険の被保険者の減少は、制度の財政基盤を不安定なものにしていました。その他にも、制度が分かれていたため、一人の人が複数の年金を受けるケースなどが生じており、その適正な調整を行う必要があるといった問題もありました。

こうした問題を解決するため導入された基礎年金制度のメリットを見てみましょう。（i）制度間の格差が是正できる：各制度共通の仕組みなので、すべての国民にとって給付の条件や負担が等しくなります。（ii）就業構造の変化による影響を受けにくい：自営業者もサラリーマンも一緒に制度を支えているので、ある業種の被保険者が減少しても基礎年金部分には影響が及ぼにくくなります。（iii）一人一個の基礎年金が確立される：重複給付などを防ぐことができます。



今回の改正では、年金の給付と負担を適正化するため、サラリーマン世帯の場合、標準的な年金額が現役勤労者の平均賃金の六八%という、現在の水準程度が将来にわたって維持されるようになりました（第2図参照）。

現在、年金受給者の平均加入年数は三十二年ですが、今後は四十年程度が一般的になると考えられます。現状の給付水準をそのまま続けていくと、将来の年金額は、現役勤労者の平均賃金の一〇九%になってしまいます。

## 2 現状のままだと負担増に

### ■給付と負担の適正化

#### 〈適正化を図る背景〉

現役勤労者と年金受給者の生活費の内訳を見ても、現役勤労者は賃金から税・社会保険料を引かれ、さらに子供の教育費や住宅ローンなどを払つていかなればなりません。これに対し、年金受給者は、税法上優遇されている上に年金保険料の支払いは不要で、家計も老夫婦二人の生活を維持していくには十分な水準といわざるをえません。

ヒーク時には四倍の負担になります。また、このような高水準の給付を支えるためには、現役世代の保険料負担をヒーク時（昭和百年ごろには現在の四倍程度に増やさなければならなくなり、負担面からみても、現行制度の構造的水準は高すぎる）とができます。このような状態にならないために、給付や負担の水準を適正化することが必要なのです。

金の八割以上にもなります。さらに、奥さんが国民年金に四十年間加入していたとすると、夫婦合計の年金額は現役の平均賃金の一〇九%になってしまいます。

現役勤労者と年金受給者の生活費の内訳を見ても、現役勤労者は賃金から税・社会保険料を引かれ、さらに子供の教育費や住宅ローンなどを払つていかなればなりません。これに対し、年金受給者は、税法上優遇されぞれの名義の基礎年金の支給を受けることができるようになります。

改正前の制度では、サラリーマンの奥さん（専業主婦）は、国民年金に任意加入しない限り、自分名義の年金は持てませんでした。

今回の改正では、サラリーマンの奥さんを含む全国民が国民年金に加入することになり、それが基礎年金の支給を受けることができるようになります。

これまで、このにより、方が一サラリーマンの奥さんが離婚した場合でも、従来のように国民年金に任意加入しないと無年金になると、ということはなくなり、奥さん名義の老齢基礎年金や障害年金の支給を受けることができるようになります。

## 3 サラリーマンの妻 奥さん名義の年金が持てます

### ■婦人の年金権の確立

#### 4 障害基礎年金の適用を拡大

#### ■障害年金の充実



障害基礎年金の拡大	
障害福祉年金	障害基礎年金
1級障害 38,400円/月	→ 62,500円/月
2級障害 25,600円/月	→ 50,000円/月

（注）月額はすべて昭和59年度価格です。



ご利用ください

## 国の進学ローン

対象／今春、高校、大学等に進学されるお子さんをお持ちの方

融資額／進学者一人当たり50万円以内

融資期間／高校は3年以内、大学は4年以内

利保率／年7.0パーセント

返済方法／毎月元利均等返済（ボーナス月増額返済を併用であります）

取扱期間／61年4月まで

△詳しいことは、国民金融公庫函館支店（0138-23-8291）信用金庫、漁協信用部の窓口にお問い合わせください。

◎鹿部町婦人会（会長境井美津子さん）より、しめなわ等正月用品販売の益金の一部から一万元のご寄付が町社会福祉協議会にありました。

社会福祉協議会では、ご芳志通り有効に使わせていただきました。

●渡島支厅内  
※相談の受け付けは、日曜・祝日を除いて毎日午前九時から午後四時（土曜日は午前十一時）までとなっています。  
なお、詳しくは役場総務課交通安全係へお問い合わせ下さい。（総務課）

## ご寄付のお礼

## お知らせ



交通事故でお困りの方は  
交通事故相談所へ

道では、交通事故による損害賠償や示談、その他いろいろな問題について無料で相談を行っています。

交通事故にあってお困りの方は、

渡島支厅交通相談室にお出かけに

なるか、または電話でお気軽にご相談下さい。秘密は必ず守ります。

○渡島支厅交通事故相談所  
渡島支厅内

●〇一三八一五一一九一一

昭和六十年分の所得税、個人の事業税、住民税の確定申告は、二月十七日から受付けが始まり、申告期限は三月十五日となっています。交通事故にあってお困りの方は、渡島支厅交通相談室にお出かけになるか、または電話でお気軽にご相談下さい。秘密は必ず守ります。

道では、交通事故による損害賠償や示談、その他いろいろな問題について無料で相談を行っています。

事業税、住民税の確定申告は、二月十七日から受付けが始まり、申告期限は三月十五日となっています。

雇用保険率が引き下がれます

事業主のみなさんへ

正しくお早めに  
確定申告は

雇用保険率が

戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正されました

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が昨年六月に改正されました。

その概要は、次のとおりです。

一、支給対象者

この度、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、雇用保険率が次のとおり引き下げられますのでお知らせします。

なお、詳しく述べておたずね下さい。

申告はできるだけ早めにお済ませ下さい。

特に、今年の三月十五日は、土曜日にあたり、一層の混雑が予想されますので、早期申告にご協力下さい。

（税務課・税務署）

一、施行期間  
昭和六十一年四月一日から一年間

二、対象事業  
全産業

三、引下げ率

千分の十四・五  
千分の十六・五のそれぞれ  
千分の十七・五  
千分の〇・五

四、その他

(1) 四事業率の引下げですから  
被保険者負担保険料額の変更  
はありません。

(2) 昭和六十一年度労働保険料  
の概算申告納付は変更後の雇  
用保険率で算定して下さい。

（函館公共職業安定所）

三、留意事項  
民生課 社会福祉係

(1)請求期限は、昭和六十三年六月十三日までとなっています。

(2)受付に際しては、印鑑、前回の特別弔慰金受給者は、裁定通知書及び当該国庫債券を持参願います。

（民生課）

歲時記

つ  
5、5、



「つらら」と言わずに、「つらり」とか、「つらる」、「つられ」などと言ふ方がいるかもしれません。何だか、舌がもつれそうな話になりましたが、「つら」というのは、ご存じのように、寒い時に軒先や、岩の上でつぱりなどに下がる氷の棒です。つららは地方によってさまざまな呼び方があり、さきにあげた言い方のほかに、「つろろ」、「ちろろ」などもあるそうです。

そして、語源についても、「滑滑」すなわち、なめらかということだが、「連ら

または「列ら」の意味だとか色々あります。古くは「つらら」と言わずに「垂氷(たるひ)」と言つたようです。

ところで、つららの下がる光景というと、北国を思い浮かべますが、二月七日は「北方領土の日」です。一八五五年（安政元年）のこの日に、日露通好条約（下田条約）が締結されました。この条約で択捉島から南の島々を日本領と決めました。その後、一九四五年（昭和二十年）八月九日、当時まだ有効だった「日ソ中立条約」をソ連が一方的に破つて、対日参戦し、九月



三日までに北方領土（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）を占領しました。

三日までに北方領土（択捉島  
國後島、色丹島、齒舞群島）  
を占領しました。

世帯と人口

61. 1. 31現在
( )は前月比です
世帯数 1,364世帯(+2)
男 2,561人 (+8)
女 2,556人 (-4)
計 5,117人 (+4)

戸籍の窓

西工村	工椎中	氏	佐佐水東中佐山木佐川川清木池
村藤田	藤野村	名	藤藤口出山藤上元藤村口水村田
由トス	あ助昭		和浩美 良雄貴沙 由 希子 吾
シ雄	エ工ゑ五郎	おくやみ もうしあげます	也丞幸満勝太大文美旬将範
七五三才	五九才	享年	紀登勝裕清一正修忠
五九才	八五才		浩喜猛豊之貴行義
五九才	九一才		幸夫照
鹿本	本鹿	住	宮大鹿宮鹿宮宮宮宮宮宮宮
部別	別部	所	浜岩部浜部浜浜浜浜浜浜浜浜

2月・3月の救急病院

- 2月23日……沢 田 医 院(鹿部町) ☎ 01372(2)2105  
 3月2日……砂 原 町 国 保 病 院(砂原町) ☎ 01374(8)3131  
 3月9日……南 茅 部 町 国 保 病 院(南茅部町) ☎ (2)3511  
 3月16日……砂 原 町 国 保 病 院(砂原町) ☎ 01374(8)3131  
 3月21日……南 茅 部 町 国 保 病 院(南茅部町) ☎ (2)3511  
 3月23日……渡島リハビリテーションセンター診療所(鹿部町) ☎ (7)3321  
 3月30日……砂 原 町 国 保 病 院(砂原町) ☎ 01374(8)3131

—診療時間は午前9時～午後4時—